平成２４年（フ）第４４５号
茨城県水戸市酒門町1091番地木村アパート２Ｆ201号
債務者　上遠野照男
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第８３号
群馬県桐生市相生町２丁目793番地の４
債務者　蛭沼紀美恵
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２４年（フ）第５９５号
埼玉県草加市稲荷５丁目30番２号　サンパークエイト202号
債務者　山口　　進
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第５９６号
埼玉県草加市稲荷５丁目30番２号　サンパークエイト202号
債務者　山口　好江
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第６９６号
埼玉県越谷市千間台西５丁目12番地２　マロンハイツⅡ206号
債務者　鈴木　智明
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第６９７号
埼玉県越谷市千間台西５丁目12番地２　マロンハイツⅡ206号
債務者　鈴木まゆ子
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１０８７号
京都市左京区高野東開町20番地　カストルム洛北706号
債務者　横山　順也
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１０８８号
京都市左京区高野東開町20番地　カストルム洛北706号
債務者　横山　睦美
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１２８５号
京都市伏見区桃山町泰長老76番地１
債務者　柚木真紀子
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１４１２号
京都府木津川市木津神田６番地９
債務者　津嘉山忠幸
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１４８５号
京都市北区紫野西御所田町16―２　風良都２番館401号、住民票上の住所京都市北区紫野上御所田町36番地
債務者　中嶋　清美
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５２２号
兵庫県相生市山手１丁目799番地の４、従前の住所兵庫県たつの市揖西町土師１丁目72番地
債務者　國包　知宏
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第３６号
兵庫県多可郡多可町中区安楽田335番地　ウッズ・スクエアーＢ105号
債務者　宮原　千尋
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２４年（フ）第１１９１号
広島市安芸区矢野西３丁目43番11―２号
債務者　野坂　里香
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２４６号
広島市安佐北区落合５丁目１番21号　Ａ棟
債務者　白岩　信子
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２７１号
広島市南区東雲１丁目22番７―104号
債務者　佐々木義則
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２７６号
香川県高松市西春日町1407番地　県営住宅西春日団地17棟104号室
債務者　丸尾　賢二
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
高松地方裁判所破産・再生係